

岐阜県小中学校教育研究会会則

第 1 章 総 則

- 名 称 第 1 条 この会は、岐阜県小中学校教育研究会という。
- 事 務 所 第 2 条 この会の事務所は、岐阜県小中学校教育研究会事務局におく。
- 目 的 第 3 条 この会は、小中学校の教育に関する研究を進め、もって本県教育の振興を
図ることを目的とする。
- 事 業 第 4 条 この会は、第 3 条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 小中学校教科・各種教育ならびに管理運営の研究に関すること。
2. 会員相互の連絡協議に関すること。
3. その他目的を達するために必要なこと。

第 2 章 会 員

- 構 成 第 5 条 この会は、岐阜県公立小中学校等*の教職員をもって主たる構成員とする。
(※ 義務教育学校、特別支援学校、岐阜大学教育学部附属小中学校)
- 部 会 第 6 条 この会は、次の研究部会を設ける。
- | | | |
|-------------------------|--------------------|-----|
| 1. 小学校国語科研究部会 | (略称 小国部会) | 教科研 |
| 2. 小学校社会科研究部会 | (略称 小社部会) | 〃 |
| 3. 小学校算数科研究部会 | (略称 小算部会) | 〃 |
| 4. 小学校理科研究部会 | (略称 小理部会) | 〃 |
| 5. 小学校生活科研究部会 | (略称 生活部会) | 〃 |
| 6. 小学校音楽科研究部会 | (略称 小音部会) | 〃 |
| 7. 小学校図画工作科研究部会 | (略称 小図部会) | 〃 |
| 8. 小学校家庭科研究部会 | (略称 小家部会) | 〃 |
| 9. 小学校体育科研究部会 | (略称 小体部会) | 〃 |
| 10. 中学校国語科研究部会 | (略称 中国部会) | 〃 |
| 11. 中学校社会科研究部会 | (略称 中社部会) | 〃 |
| 12. 中学校数学科研究部会 | (略称 中数部会) | 〃 |
| 13. 中学校理科研究部会 | (略称 中理部会) | 〃 |
| 14. 中学校音楽科研究部会 | (略称 中音部会) | 〃 |
| 15. 中学校美術科研究部会 | (略称 中美部会) | 〃 |
| 16. 中学校保健体育科研究部会 | (略称 中体部会) | 〃 |
| 17. 中学校技術・家庭科研究部会 | (略称 中技家部会) | 〃 |
| 18. 小中学校英語研究部会 | (略称 小中英部会) | 〃 |
| 19. 学校図書館研究部会 | (略称 図書館部会) | 各種研 |
| 20. 特別支援教育研究部会 | (略称 特別支援部会) | 〃 |
| 21. 道徳教育研究部会 | (略称 道徳部会) | 〃 |
| 22. 特別活動進路指導教育研究部会 (休会) | (略称 特活進路部会) | 〃 |
| 23. 国際理解教育研究部会 | (略称 国際理解部会) | 〃 |
| 24. 小学校長研究部会 | (略称 小校長部会) | 管理研 |
| 25. 中学校長研究部会 | (略称 中校長部会) | 〃 |
| 26. 教頭研究部会 | (略称 教頭部会) | 〃 |
| 27. 養護教諭研究部会 | (略称 養教部会) | 〃 |
| 28. 事務職員研究部会 | (略称 事務職員部会) | 〃 |
| 29. 栄養教諭・学校栄養職員研究部会 | (略称 栄養教諭・学校栄養職員部会) | 〃 |
- 附則 部会の見直しについては、原則 3 年毎に行う。

第 4 章 機 関

- 機 関 第 1 4 条 この会に、評議員会・理事会をおく。
- 評 議 員 会 第 1 5 条 評議員会は、この会の決議機関であつて、評議員で構成し、毎年 1 回以上会長が招集する。
- 評議員会の 第 1 6 条 評議員会は、次の事項を審議決定する。
任 務
1. 会則およびこれに基づく諸規定の制定ならびに改廃に関すること。
 2. 予算の議決および決算の承認に関すること。
 3. 理事ならびに監事の承認に関すること。
 4. 事業運営の基本方針に関すること。
 5. その他、この会の運営に必要なこと。
- 理 事 会 第 1 7 条 理事会は、この会の執行機関であつて、理事・会長および副会長で構成し、会則ならびに評議員会の決定に従つて会務を処理する。
- (補足) 常任理事会は、常任理事(副会長)および会長で構成し、理事会より委任された事項ならびに緊急を要する事項の処理にあたる。

第 5 章 委 任

- 委 任 事 項 第 1 8 条 この会の事業について、部会支部ならびに地区に委任執行させることができる。
2. 委任権者は会長、受任権者は部会長ならびに支部長とする。

第 6 章 会 計

- 経 理 第 1 9 条 この会の経費は、会費・寄付金・その他の収入をもってこれにあてる。
- 第 2 0 条 会費は、別にこれを定める。
- 第 2 1 条 会費の納期は、6 月 3 0 日とする。
- 会 計 年 度 第 2 2 条 この会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 7 章 そ の 他

- 連 合 会 第 2 3 条 この会は、第 3 条の目的を達成するため、岐阜県教育研究活動連合会の構成団体となることができる。
- 細 則 第 2 4 条 この会の運営に関する細則は、評議員会の承認を得て会長が定める。
- 付 則
1. この会則は、昭和 4 5 年 4 月 1 日より施行する。
昭和 4 6 年 4 月 1 日改正
平成 1 6 年 4 月 1 日改正
平成 1 7 年 4 月 1 日改正
平成 1 8 年 4 月 1 日改正
平成 2 2 年 4 月 1 日改正
平成 2 4 年 4 月 1 日改正
平成 2 6 年 4 月 1 日改正
平成 2 8 年 4 月 1 日改正
平成 2 9 年 4 月 1 日改正